

高鍋町告示第34号

令和2年第1回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年7月13日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和2年7月17日（金）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
後藤 正弘君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
緒方 直樹君	青木 善明君

○応招しなかった議員

令和2年 第1回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和2年7月17日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年7月17日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(専決第19号) [調停について]
- 日程第4 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて(専決第20号) [調停について]
- 日程第5 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて(専決第21号) [和解について]
- 日程第6 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて(専決第22号) [和解について]
- 日程第7 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて(専決第23号) [和解について]
- 日程第8 議案第66号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第67号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(専決第19号) [調停について]
- 日程第4 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて(専決第20号) [調停について]
- 日程第5 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて(専決第21号) [和解について]
- 日程第6 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて(専決第22号) [和解について]
- 日程第7 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて(専決第23号) [和解について]
- 日程第8 議案第66号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第67号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)

出席議員（14名）

1番	田中	義基君	2番	永友	良和君
3番	八代	輝幸君	5番	松岡	信博君
6番	後藤	正弘君	7番	黒木	博行君
8番	黒木	正建君	10番	古川	誠君
11番	中村	末子君	12番	春成	勇君
13番	日高	正則君	14番	杉尾	浩一君
15番	緒方	直樹君	16番	青木	善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	島埜内 遵君
教育長	川上 浩君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	飯干 雄司君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長			杉 英樹君
町民生活課長	鳥井 和昭君	健康保険課長	川野 和成君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	山下 美穂君		

午前10時00分開会

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から令和2年第1回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○議会運営委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。

令和2年第1回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、先日、7月14日午前10時より、第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の3名、議会事務局より日程説明のため、事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

本臨時議会に提案されました案件は、議案第61号専決処分の承認を求めることについて（専決第19号）など、専決処分の承認が5件、議案第66号高鍋町税条例の一部改正について、議案第67号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）の7件であります。

執行部より説明を受け、特に意見はなく、その後、議会事務局長より日程の説明を受け、会期につきましては、本日1日限りとする事で委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（青木 善明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、田中義基議員、2番、永友良和議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（青木 善明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日7月17日の1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日7月17日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第61号

日程第4. 議案第62号

日程第5. 議案第63号

日程第6. 議案第64号

日程第7. 議案第65号

○議長（青木 善明） 日程第3、議案第61号専決処分の承認を求めることについて（専決第19号）〔調停について〕から日程第7、議案第65号専決処分の承認を求めることについて（専決第23号）〔和解について〕まで、以上5件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。

皆さん、おはようございます。

議案第61号（専決第19号）〔調停について〕から議案第65号（専決第23号）〔和解について〕まで、一括して提案理由を申し上げます。

議案第61号から議案第65号についてでございますが、いずれも町営住宅使用料の支払い督促後の訴訟に関して、調停または和解をしたことについて承認を求めるものでございます。

なお、裁判所が指定する調停または口頭弁論の期日において、調停または和解内容について決定されることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、5件の議案につきまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。

議案第61号（専決第19号）から議案第65号（専決第23号）までの調停、和解について詳細説明をさせていただきます。

本議案は、専決日、相手方などが異なるため、それぞれ別の議案として提出しておりますが、いずれも一括または分割にて滞納している住宅使用料を納付していただくという内容で調停または和解をしたものでございます。

まず、調停と和解を簡単に説明をいたします。調停委員も関わった話合いの場で合意したものが調停となりまして、法廷の場において合意、判決をされたものが和解となります。調停か裁判か的手段につきましては、裁判官の判断になりますけれども、当事者の互譲によって紛争を解決するという意味では、調停と和解は基本的に同じ解決方法となります。

それでは、本日配付いたしました資料のほうで説明をさせていただきます。

資料のほうを御覧ください。今回の議案とは直接関係のない部分もございしますが、令和2年第2回定例会で承認をいただきました訴えの提起に係るその後の状況を説明することで、一括しての詳細説明とさせていただきたいと思っております。

まず、1枚目の資料の上のほうより説明をいたします。

まず、専決番号3、6、10、4、この4件につきましては、裁判前に全て完納されたため、訴えを取り下げております。

次に、専決番号5につきましては、資料の2枚目を御覧ください。

上から3段目の専決番号21が該当する件となります。6月17日に西都簡易裁判所で裁判が行われ、令和2年6月から令和4年9月まで毎月5万円、最終月の令和4年10月に1万8,383円を支払うことで和解をしております。

なお、和解額と申立額に差がございますけれども、これは、裁判の日までに一部支払いがあったため、和解額のほうが少なくなっているということでございます。

次に1枚目、専決番号の7につきましては、また資料2枚目になりますけれども、上から2段目、専決番号20を御覧ください。

こちら、6月17日に西都簡易裁判所で調停が行われまして、令和2年7月10日ま

でに全て納付することで和解をいたしました。既に完納されていることを、確認をしているところです。

こちら、同じく調停の日までに一部支払いがあったため、和解額のほうが減っているということになっております。

次に1枚目、専決番号の8でございます。

こちら、資料2枚目の一番上、専決番号19が該当する案件となります。

6月17日に西都簡易裁判所で調停が行われまして、令和2年6月から令和4年12月まで毎月2万円、最終月の令和5年1月に1万7,083円を支払うことで和解をしております。

こちらにつきましては、和解額と申立額に差がございますけれども、こちらは調停の日までに収入申告を行いまして、それに伴う家賃の見直しが行われたことから、全体的に金額が下がったというものでございます。

次に、1枚目の専決番号13と16につきましては、7月22日、29日に宮崎地方裁判所のほうで口頭弁論の予定となっております。

次に、専決番号の14につきましては、資料2枚目の一番下になります。専決番号23が該当する案件となります。

こちらにつきましては、その上の連帯保証人でございます。7月2日に、宮崎地方裁判所で裁判が行われまして、主債務者の履行が守られない場合にその分を納付いただくということで、和解をしております。

次に、1枚目の専決番号15です。

資料の2枚目、下から2段目、専決番号の22が該当する案件となります。

7月1日に宮崎地方裁判所で裁判が行われております。令和2年7月から令和3年3月まで毎月5万円、令和3年4月から令和5年6月まで毎月8万円、最終月の令和5年7月に1万9,783円を支払うことで和解をしております。

こちらの和解額と申立額との差につきましては、申立費用がプラスされたため、和解額のほうが若干増というふうになっております。

次に、専決番号18につきましては、7月15日に西都簡易裁判所で口頭弁論の予定でございましたが、本人が欠席したため弁論終了となりまして、7月29日に判決が出される予定となっております。

今回の調停及び和解の内容につきましては、本人の財産、資産の状況等も勘案し、当事者及び高鍋町双方が納得する金額を設定をしたところでございます。

また、裁判所も支払えると判断した金額で合意をしておりますので、和解のとおり支払いがされるものというふうに考えておりまして、実際に令和2年6月分については、約束どおり支払われております。

仮に守られなかった場合につきましては、調書のほうにも記載してございますが、一括で納付をいただくということになっております。

また、一括での納付が困難な場合には、財産差押え等の強制処分申立書を裁判所のほうに行いまして、強制執行を行うこととなります。

最後になりますけれども、まだ全ての裁判が終わったわけではございませんが、今回の支払い督促という手段によりまして、長い方では約17年間、督促催告を繰り返しても滞納を続けてこられた方々が、大体2年から4年で完納していただけるということになったこと、あと、納付意識が高まったということを考えますと、非常に効果のあった手段だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明は終わりました。

これから、一括して質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。

先ほど、課長の説明の中において、一応守られない場合には、財産の差押えということ視野に入れているということの説明があったように思いますけれども、ちょっと確認だけしておきたいと思います。

差押えをするに当たっても、財産のきちんとした調べ、調査というのは行ってこられているんじゃないかなというふうに思うんです。それに該当する財産を、例えばこの間に、家賃を1回、2回、要するに約束した金額を1回か2回納めていただいて、例えば自分の財産、預金なり何なりがある場合において、それをほかのところに移すとか、そういう行ないがないようにストップかけられる条項があると思うんですが、裁判をした場合、そういうことをされているのかどうか。そこをしておかないと、後差押えをしたにしても、全然空っぽの預金通帳を差押えしても、どういうふうにもなりませんし、その方が勤務されていれば、勤務先に対して、これどれぐらいの効力があるのかということ、ちょっとお聞きしておかないといけないのかなというふうに思うんです。

だから、その人が、ほかの債務を持っていらっしゃる場合については、第1番、第2番ということで、住宅使用料についての債務、要するにこちらが債権者としては、どれぐらいのお支払いをしていただけるのかなということ考えたときに、ちょっと気になるところなんです、どこまで調査がしてあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。

先ほども答弁をいたしました、今回の、まず、支払督促の手續等につきましては、強制執行、差押え等ができるようにするための一つの手段でもございます。

差押えをするに当りましては、裁判所のほうにまた新たに差押えの申立てをする必要がございますので、その場合におきましては、もちろん給料の支払い状況であるとか、金融機関の残高の状況等々を含めて、また再度調査をいたしまして、裁判所のほうに申立てを行いますので、その点は大丈夫かなというふうには考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私も、いろんな相談を受けて、経験をしてきている経験則上、こういう事態というのは非常にたくさんあるわけですね。だから、お金が支払えないから支払わないというのか、意図的に支払わないでいたのか、忘れていたのか。十何年もの間忘れるちゆうことは、ほぼないと思うんですけども、意図的というか、要するに善意と悪意ということになれば、悪意のほうになると思うんです。そういうことを考えたときに、民法上のことわりに関しても、悪意に関しては刑法上の取締りができるということに一応なっておりますよね。

だから、このことも踏まえて、しっかりとしたこちらのほうは対策を打っていかないと、財産を、要するに給料を差押えするということは、相手の会社なりに、その人がどういう生活をしているのかということ、分かるわけですね。それが、今まで調査をしてきていらっしゃる中で、お話を重ねてきている中で、その実態が把握できていなかったのか、それが非常に心配になる部分があるんです。

これは、以前は建設管理課のほうでしておりましたので、その辺の申達というか、税務課が徴収することになった辺りでのそれまでのやり方というのは、どういうふうやってこられたのかというのは、これは建設管理課に聞くしかないと思うんですけども、やはり今まで緩かったから、こういう形で督促を、裁判を起こさなければならなかったという状況に至ってきたと思うんです。

だから、それを考えたときには、財産の調査を今からするというのでは、私、ちょっと違うんじゃないかなというふうに思ったんです。以前、話合いの中で、しっかりとどれぐらいの給料をもらって、どれぐらいの貯金があるのかということはある程度把握した上で、しっかりとこちらも幾ら納めてくださいということも、相談をずっと建設管理課のほうではしてきたと思うんです。

だから、それがなされていないということになると、これは公務の、私たちがしなければならなかった公務を放棄していたということにもなりかねないかなというふうに思うんですが、そのことについてはどのように、町長、お考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。

事前に、財産等を、借りる方のことを調べておくというのは、借りる上での条件にはないというふうに、私は考えています。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） いや、今、公営住宅法からいえば、確かにもう保証人も要らないところの自治体も多くあるようなんです。だから、それは入る、入居するときの条件ではないということを町長、おっしゃいましたけれども、そうじゃなくて、私が申し上げているのは、今まで家賃を滞納していれば、要するに滞納していますよということを、本人なり保証人なりにきちんとお知らせをしてきたと思うんです。その際に、いつだった

ら支払えるのかということも、話合いをしてきたと思うんです。

そのことをしてこなかったということであれば、それは公務の、要するにしてこなかったと、きちんとした公務をしてこなかったと。職員にきちんとこうしなさいよということ、トップである町長がきちんと命令をして行ってこなかったということなんじゃないかなというふうに、私は思っているわけです。

だから、責任追及しているわけじゃないんです。だけど、これから税務課長が答弁したように、これから財産を調べます、これからどれぐらい給料をもらっているか調べますというのであれば、これはもう後手後手に回るしかないわけです。結局調べたけれども、何も出なかったと、そういった場合には、債務を履行していただけない。だから、こっちは債権者として履行されない債権を抱えていると。じゃあ、その際どうするのか。それは不納欠損にするのか、どういうふうにしていくのかということ、事前にしっかりと考えた上で裁判というのは起こしていかないと、要するに出发点と着地点がしっかりしておかないと、裁判というのは大体起こさないというのが、これは大体負けるだろうと想定されるようなものというのは、あまり裁判を起こさないというのが普通なんです、普通の人なんです。自治体はもとよりなんです。だから、これは裁判しても大丈夫かというところで、ちゃんと相手の通帳なり、預金状況なり、給料なり、払える状況であるのかどうかということ、ある程度提示していただく状況を調べるんじゃないんです。調査ではなく、相手をお願いをするときに聞くわけです、相手に。これ、ちゃんと5万円だけど、給料幾らもらっているの。幾らもらっていたら、これだけ支払えるの、ほかに借金ないの、やっぱり聞くわけです。これが、公務員の仕事なんです。しょうがない、もうこっちは債権者なんだから。

だから、そこまで滞納させたこっち側も悪いわけですよ。じゃあ、どうするのかということ、きちんとお話をしていく上で、どれぐらいの給料をもらっているのか、財産があるのかということは、もう事前に話し合っていく中で、ある程度把握しておかないと、そして早めの、これはだから、例えばの話ですよ。2か月間はきちんと納めていただいた、3か月目からまた滞納し始めた、裁判したにもかかわらず。ところが、もうそれまでの間に、預金も全部どこかに移されてしまったといった場合には、責任は誰が取るんですか。調査を始めたときには、預金高もゼロ、仕事も辞めていたという状況になったら、大変な状況になるんじゃないかなと思うんです。裁判を起こしたかいがないという状況にまでなるかもしれないという、想定されるわけです。

だから、想定問答集ではないけれど、こういうふうなときにはこうなるんだよって。こういうふうな、Aのときにはこうなるんだよって、Aダッシュになるんだよとか、BのときにはBダッシュになるんだよという想定は、ある程度した上で裁判というのは起こすのが本当なんです。

だから、そこを私聞いているわけだから、先ほどの町長の答弁では、ちょっと答弁不足というか、言葉が不足しているというか、あまりにも町の実態を知らなさ過ぎるとしか私

は思えないんですけど、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。

一般的に、私も随分昔、アパートを借りたりした経緯がございますけども、自分の財産あるいは給料等を証明した記憶はございません。

また、そういう条件がなければ貸してもらえないということはないです。

ただ、保証人を立てたり、そういうことはあるわけがございます。そしてまた、借りた後に、例えば会社が倒産したり、あるいは勤めが解雇されたりとか、様々なことは予想されると思いますけども、ただ、そういうことを想定したり、あるいは様々なトラブルがあるということを想定して、情報を先に、個人の情報を求めておかせていくということは、一般的にもないというふうに考えておりますので、普通、一般に保証人を立てておかせておくというようなことになるのではないかと。

特に公営の住宅に住まわれる方は、様々な御事情のある方もおられるかもしれません。そういうのを受入れていくのが、公営住宅であろうというふうに思います。ある意味では、一般のアパートよりも間口を広くお貸しするということはあると思います。ですから、多々トラブルが起こる可能性はあります。

しかし、それに対しては、そのときそのときにやはり対応していく、今回もその一つであろうと思いますけども、こういう対応でよかったのではないかと私は思います。

もう一度繰り返しますけども、事前に個人情報である所得ですとか預金は幾らだと、そのような情報を聞かれたような記憶は、借りるときに、私の経験ではございません。

○11番（中村 末子君） 議長、答弁違いますよ。課長に聞いてください。今は収入に応じた公営住宅法の家賃を算定するんですから、収入はちゃんと分かっているんですよ。そういうことも知らないんですか、町長は。議長、ちゃんと言ってください。今は収入に応じた家賃なんですよ。だから、さっき税務課長が説明したでしょう。申告があったから、家賃が減ったとか増えたとかという説明があったでしょう。ちゃんと聞いていないんですか、町長は。所得は事前に言わない、そんなことはないですよ。それはおかしい、違いますよ。議長、ちょっと指示してください。さっき答弁したことを税務課長に。今どうなんですか、建設管理課長にも聞いてください。今、公営住宅に入るときに、収入のあれが要らないのかって聞いてくださいよ、ちょっと休憩して。そうじゃないと、答弁全然違いますよ。

○議長（青木 善明） 中村議員、論点が違いますことを……。

○11番（中村 末子君） いや、論点が……。

○議長（青木 善明） 論点違います。いやいや、町長は町長で、それ答弁だからいいんですよ。

暫時休憩します。

午前10時25分休憩

.....
午前10時29分再開

○議長（青木 善明） 再開します。

税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。

まず、今回の支払督促の件につきましては、まず、強制執行ができるようにすることが1つの理由であります。町営住宅使用料については、税と違って強制執行はできませんので、事前におっしゃられているような、事前に銀行等の調査とか、そういった分もちょっとできないのかなというふうには考えております。

ただ、これまで家賃の滞納されている方に関しましては、これまでも何回も、職員のほうも本人と直接会って話をしておりますので、その中で、その方の生活の状況であったりとか、どこの会社に勤めておられるとか、そういった部分については把握をしているところでございます。

その点、先ほど答弁をいたしましたこれから調査をするというのは、今回のこの和解によりまして、そういった強制執行ができるようになるというところを受けまして、正式に銀行等の調査等行っていくというふうになるものでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第61号専決処分の承認を求めることについて（専決第19号）〔調停について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第61号専決処分の承認を求めることについて（専決第19号）〔調停について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第62号専決処分の承認を求めることについて（専決第20号）〔調停について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第62号専決処分の承認を求めることについて（専決第20号）〔調停について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第63号専決処分の承認を求めることについて（専決第21号）〔和解について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第63号専決処分の承認を求めることについて（専決第21号）〔和解について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第64号専決処分の承認を求めることについて（専決第22号）〔和解について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第64号専決処分の承認を求めることについて（専決第22号）〔和解について〕は承認することに決定いたしました。

た。

次に、議案第65号専決処分の承認を求めることについて（専決第23号）〔和解について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。

議案第65号専決処分の承認を求めることについて（専決第23号）について、賛成の立場で討論を行います。

議案第61号から65号まで、これは、町民の皆さんの財産である公営住宅、それを建設管理課から税務課が徴収へと変えていった中で、どうしても納めていただけない方、その方についての対策をしっかりと講じてきていると、私は思います。

その上で、やはり平等で公平なまちづくりの一環として、税務課が一步踏み出したことに強く感銘するものであります。

これからも、住民の皆さん、これは、憲法上で納税の義務と同じく公営住宅法に言われる、やはり家賃の滞納についてはしっかりと対応していく、それがこれから求められていくと私は思います。

皆さんの声がしっかりと届けられる、そういった町政であることを私は高く評価して、この議案第65号専決処分の承認を求めることについて（専決第23号）、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第65号専決処分の承認を求めることについて（専決第23号）〔和解について〕は承認することに決定いたしました。

日程第8. 議案第66号

○議長（青木 善明） 日程第8、議案第66号高鍋町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。

議案第66号高鍋町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、入湯税を免除するため所要の改正を行うものでございます。高鍋温泉めいりんの湯につきましては、民間活力による温泉経営の再生及び町の負担軽減を目的に、本年4月から株式会社メモリード宮崎に温泉施設を無償譲渡し、完全民営化したところでございます。

現在、株式会社めいりんの里には、町民の福祉向上に努めていただくようお願いした上で入湯税を課しておりますが、西都市や新富町、木城町など、県内でも約半数の自治体が、日帰りや福祉の向上等の課税免除の規定を設けており、その他にも複数の自治体が、入湯税の減額等を実施しております。

このような状況の中、めいりんの湯が、都市と農村の交流の場として多くの方々の憩いの場であることに鑑み、町としましても、地域住民の福祉の向上に資することが重要と考え、入湯税を早急に免除すべきと判断したところでございます。

なお、課税免除の要件といたしましては、今後の温泉周辺地域の活用の可能性を踏まえ、日帰りでの入湯者を対象としております。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。

それでは、議案第66号高鍋町税条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、先ほどの提案理由にもございましたが、入湯税を免除するため所要の改正を行うものでございます。

それでは、資料の新旧対照表の表のほうを御覧いただきたいと思っております。

今回、入湯税の課税免除につきましては、現在、4つの要件とございますが、事由、理由を定めております。こちらに、新たに、日帰り入湯者という項目を新たに追加をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 以上で説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。

高鍋の温泉施設は、今年4月に株式会社メモリード宮崎に無償譲渡されました。私は、民間企業の活力により、温泉が有効活用されることを期待して賛成いたしました。

しかし、営業を開始して4か月、この時期に入湯税の免除とは考えておりませんでした。

契約期間は5年と聞いておりました。なぜ、入湯税を免除するのか。株式会社メモリード宮崎とは、どのような契約内容だったのか。入湯税の徴収条例があるのですから、契約書、当然、入湯税の納付要項はあると思います。今、配られていたけど、契約書のほかに募集要綱のほうに記載があります。

契約書に記載がない場合でも、条例は高鍋町の法律です。納税の義務があります。株式会社メモリード宮崎と交わした契約事項に不備はなかったのか。公共契約のあり方が問わ

れると思います。どのような契約内容で、どのような理由で入湯税を免除するのか、正当な理由を聞かせてください。

以上です。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。

契約書は、不備はないというふうに考えております。入湯税は、メモリード宮崎様に課した税金ではございません。町民に課した税金でございます。入湯される方に、徴収する税であるということを考えていただきたいというふうに思います。

私が、この条例改正をお願いするに当たって、少し説明をさせていただきます。

めいりんの湯は、平成13年、今から20年前に建設されています。当時の高鍋町の人口は、2万2,749人です。現在より2,500人多いわけです。これは、ほとんど生産年齢人口でございます。生産年齢人口、15歳から65歳です。そのような人数が多かった。現在では、2,600人ぐらいの人口が減り、しかも超高齢化社会になっています。

当時できたときは、周辺にライバルの温泉はございませんでした。ですから、3年間ぐらいは黒字であったわけです。入湯税を取っても、何ら問題もない形であり、ある意味では温泉経営も3年間は利益を出しているという実績がございます。

しかし、人口減少、少子高齢化の流れ、また、ライバルの温泉が周りにできてから、平成24年、ちょうど8年前です。私も、商工会議所の会頭として、株主として株主総会に参加しました。株主ですので、経営の執行権は何もございませんが、株主総会におりまして、いつも赤字の決算書を見るたびに、大変だなという思いをしておりました。

そして、御提案したのが、入湯税は、周りがほとんど福祉と温泉であるという認識を持ち、入湯税は周り全く取っていないのに、高鍋町だけが入湯税を取り、赤字の経営の状態であるということは、今後を考えた上では、入湯税を免除し、周りの市町村と同じような状況にした上での経営に持っていけない限りは、入浴者数を増やすこともできないし、また、入湯者に対しても税金を徴収するということは、周りと比較したときには整合性がないのではないかということで、※平成8年より入湯税は免除されました。

そのような免除された形で来ていたわけですが、本年4月にめいりんの里は、株式会社メモリード宮崎さんへの株式売買によって民営化されました。また、併せて建設施設等も株式会社メモリード宮崎様へ無償譲渡されたわけでございます。このことは、民間の力を得て、高鍋町は、温泉経営の苦境から脱却できたわけであり、このとき取り交わした契約等には、何ら不備はございません。

そしてまた、メモリード宮崎様に譲渡したこと、このことは大きな成果であったと思います。それは、負債全てをメモリード宮崎様が背負ってくださるという、そういう奇跡的なことがあったからでございます。

しかし、ここで、私がなぜ入湯税のことを上げるかということ、ここで認識しておかないといけないのは、民営化によって問題の全てが解決したわけではないということです。温

※後段に訂正あり

温泉運営は、株式会社メモリード宮崎様というすばらしいパートナーを得ておりますけども、今後、様々な問題、課題、リスクが常につきまといまいます。特に現在、ほとんどの市町村が、温泉運営は福祉という考えを明確にしている中、いまだ財源としての温泉という発想で温泉運営をしているという考えであるということは、今後予想されるさらなる人口減少、あるいは超高齢化社会をさらに迎える中での温泉運営の課題、問題は大変それを解決する上では大きな問題になってくるわけです。

8年前に免除された入湯税が、民営化後課税した、町が課税した、この入湯税の復活は、温泉運営は福祉という考えにおいては、町民の皆様の理解を得ることが、このままであると難しくなるのではないかと。また今後、温泉運営上の問題を様々解決するリスクを背負う上で、足かせになる発想であるというふうにも受け止められる可能性がある。その上では、温泉は、運営が民営化、委託されても、なお町民の触れ合い、安らぎ、健康増進を図る福祉の場であるということに変わりはないわけです、特に5年間は。そういうふうな契約の中にもうたってあります。

周辺の市町村と同じように、入湯税は免除され、町民の皆様の理解を得ることは急を要します。また、この臨時議会の中で、改めて議員の皆様と、温泉運営というものは福祉政策であるという、このことを認識することが、非常に今後、運営上重要であると、そういう意味で、町民の皆様に入湯税を課すという、福祉政策としては周りの市町村と違いのあるということは、早急に改善すべきであるということで、早急な条例の改正を提案した次第でございます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前10時46分休憩

.....

午前10時46分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） 平成8年ですけども、平成24年です。平成24年に免税をして8年前ですね。それが平成8年と申し上げますので、訂正をしてください。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 今、町長のお話がありますけれども、赤字だから入湯税を免除するというそういうのは、条例改正の正当な理由にはならないと思います。なぜなら、それは契約をする時点でそういうことは分かっていたはずで、契約の話し合いの中の段階で入湯税の免除を検討すればよかったのではないかと思います。

また、昨年12月議会で中村議員の質疑に答えて入湯税で温泉の源泉管理費を賄うという答弁がありました。営業開始後4か月でこのような事態になるのでは、温泉施設を無償譲渡するために議会議場で偽った説明や発言を担当がしたと思われても仕方がない状況になってしまいます。担当課の職員の皆さんには、大変気の毒に思われます。

それで、質疑を行います。温泉施設を株式会社メモリード宮崎に譲渡するまでに、高

鍋町としてはレジオネラ菌防止対策として、施設改修費約7,000万円を支出しております。ただ単に所有権を移転したわけではありません。そんな改修費用や温泉源泉の管理費用としての予算を町民が払う入湯税で徴収するものと判断しておりました。しかし、入湯税を免除することになれば、今後、温泉の源泉管理費用を高鍋町の一般会計予算から出さなければならなくなります。今回の入湯税の免除措置は、自治体の財務会計上、年間約900万円の欠損を伴う不当な行為と考えますが、どのような考えを持っておられますか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） まず、その会社経営が赤字だから入湯税をとというと、会社のためにするのではなくこれ、町民に課した税金だというふうにも前も言ったように赤字だからしたのではなくて、その赤字の運営と入湯税の町民に課している税金とはちょっと違いますので、そこは誤解のないようにしてください。

ただ、入湯税を下げることでもし入湯料金が下がるとすれば、入湯者は増えるということはあるかもしれませんが、それは運営上の問題であり、町が入湯税を課すということと運営している会社が赤字であるということは全く関係が違うということを御理解いただければというふうに思う次第でございます。

それから、この条件等の中に温泉の運営というのが、例えば条件にうたってありますのは、これちょっと本来とはずれますけども、設備と全てに関しては譲渡した先が見ると、工事は、費用は見るというふうになっておりますので、そこのところは御理解いただければ町が負担しない部分がかんりの部分で町が負担しないということになります。

それともう一つ、私いろいろ周りの市町村、あるいは全国の事例を調べました。温泉を運営するのに運営委託料をほとんどの指定管理者、あるいは第三セクター、あるいは民営化したところでも委託料というものを全て払っておられます。そして、設備に関しては、行政が全て見ているというのが実情でございます。福祉としての温泉、そして交流の場としての温泉ということ深く周りは認識しておられていて、そこを負担するというのは、もう当然という認識で周りの市町村、あるいは全国の事例を見るとそのようになっておりますので、高鍋町だけがもしそのような設備を見るということになったとしても、何らかしな問題ではないわけです。基本的には、町民の福祉の場であるという、その上に立ってなされているということを御存じいただければというふうに思う次第でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑ありませんか。3回目、5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 何度も伺いますが、正当な理由がどうか聞けないような気がしましてうなずけないんですけれども、入湯税を免除する条例改正の正当な理由が聞けないような気がいたします。その場合、入湯税150円相当額の入湯料の値下げがなければ企業に対する利益強要になってしまいます。地方自治法第242条に抵触し、財務会計上の不当な行為になると考えられます。

それでは伺います。高鍋町の税金である入湯税を免除するのであれば、高鍋町民に直接

利益になるようにしなければならないと考えます。温泉の現在の入浴料600円から入湯税相当額150円を差引き、450円の温泉使用料金にすべきとの条件をつけるべきと考えます。そうしなければ、税金を免除することにより利益が発生し、株式会社メモリード宮崎への利益強要になってしまいます。高鍋町では、入湯税の免除後、入浴料についてどのような指導を考えているのか伺いたいと思います。

そして、最後なのでもう一つ、現在の経済環境では、新型コロナウイルスの問題で温泉経営が苦しいことは想像できます。しかしこれは、全国的、世界規模の自然災害であるため、高鍋町民や町内事業者も同じ状況にあります。このようなとき、株式会社メモリード宮崎の一企業だけに税金の免除措置をすることはおかしいと考えます。納税の平等性を考えると、町内の事業者の住民税も免除しなければならないと考えます。どのような考えをお持ちか伺います。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） もう今度、3度目でございますけども、入湯税はメモリード宮崎に課せられたものではございませんので、町民に課している税金であることを御認識いただければというふうに思う次第でございます。

それから、入湯税と入湯の料金との関係というのは、もう基本的には同じ線上にはないということも知っていただきたく、利益強要になるはずが、じゃあ8年前に入湯税を免除したときに、株式会社めいりんの里は料金を下げられたでしょうか。下げておられません。利益強要だったのでしょうか。そんなふうなことに考えられることはありませんし、またこの※条例の中に料金の設定等については、基本的には運営する会社は決め、そしてまたそれは温泉を所有する町のほうに御相談があると、そこで協議して決めるというふうになっておりますというような内容でございますので、御理解を賜ればと思います。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

.....

午前10時54分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） 条例ではなくて、料金については募集要項でございますね。そこにそのように書いております。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） すみません。ちょっと項目が7項目ぐらいありますので、ゆっくり読みたいと思います。

なぜ、当初から入湯税免除をしなかったのかということが一つですね。メモリードが4月から運営されておりますけれども、経営状況はお聞きになっておられるのでしょうか。入湯者数についてはどう変化してきているのかお伺いしたいと思います。先ほどから日帰りということを条例の中で強調しておっしゃっておるんですけども、宿泊施設はありま

せんよね。研修施設はありますけれども、日帰りとなぜ限定をされるのか。それと、先ほど松岡議員も最後に質疑を行いましたけれども、住民に課してある税金であるというのであれば、住民は減税という形でそういうふうを考えてよろしいんですかね。高鍋町民であれば、全てその150円は免除していただくということで、正直な話を言って申請をすればいいのか、それとも別の方向でするのかということをお答え願えたらと思います。それから入湯税を取らなければ、入湯者数は増加するとお考えなのかどうか、先ほどはそれはちょっと分からないという松岡議員への答弁でしたけれども、これからの予想をどうされているのか、メモリードとお話をされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

先ほど、松岡議員への答弁の中で、福祉政策であると同時にこれから別の形での支援が行われるのではないかというような答弁がありました。ちょっと気になるんですね。だから入湯税免除以外に何か支援策を考えておられるのか、それと現在のめいりん温泉の運営について、住民の方から御意見をお聞きになられたのでしょうか。私は聞いた上で申し上げているんですけれども、今、物すごく温泉に行く気分がしないと、というのはあそこでお弁当を買って行ったり持って行ったりして、前は来た人と和やかにお話をする機会があってすごい雰囲気ですととてもよかったんですよ。ところが、なぜかしらあそこの食事の提供をしていただける施設でしか食事を食べたらいけませんよという形になって、非常に行きにくいということがまず1点あるということ。

もう一つは、要するに免許を返納したために、要するにバスがあれだけ少ない、そしてバス停があれだけ少ないという状況になると、行きたくてもいけない。「タクシーを使ってまであそこまで行きますか」と言われて、なるほどそう言われればそうかというふうに思ったんですけれども、できれば住民の皆さんの中に行ってくださいと、自分も行かないのに行ってくださいというのはちょっと凶々しいんですけれども、そういうふうなお願いをしているわけなんですけれども、交通手段をもう少し考えていく必要があるんじゃないかなと。例えば病院とかを兼ね合わせて、町の中に出て行くときにはいろんな送迎用のバスを準備するとか、いろんなこう今はありますよね。新富町が運営しているバスがありましたよね。そういうこととかをオンデマンドバスとか、そういうバスを構成するというかね。例えば、舞鶴団地におられる方あたりなんかも温泉に行くのはそこなんだけど、なかなかあの坂を越えられないということをおっしゃっているんですね。またあそこは巡回バスは止まりませんので、なかなか行けないということをおっしゃっている方もおられるんですね。だから、年を取ったから温泉に行ってもいいと言われる方が結構いらっしゃるんですけど、免許証を返納したということも一つ相まって、あそこに行くまでの手段がなかなかないということね。だけど西都の温泉についても、西都には妻温泉というのも福祉政策で出来たみたいなんですけれども、こういうところも考え合わせたときに、まだ民間で運営されている状況があるんですね。だからいろんな方法を民間で取られておりますので、メモリードさんもこれから多分いろんな政策を考えて、対策を講じていかれるんじゃないかなというふうには思うんですけれども、私も福祉の面で言えば町長と同じ考えではあるん

ですよ。だから住民の人たちにやっぱり行っていただきたい。あそこを安く利用して、みんなが集えるような場所になってほしい。今はコロナ対策で距離感を保っていかないといけないという状況がありますので、なかなかそこは難しいかなと思うんですけども、このコロナ対策が万全を期した後はやはりそういうところにどういった高鍋町が支援策ができるのか、先ほど町長が答弁されましたけれども、やはりほかのところはいろんな支援をしていると、その中でと、いつも私が例に上げる串間市は、民間に移行し、その後また市が運営するという方向に変えてきましたけど、なかなか黒字にならない。福祉的な要素がならない。なぜ公的な機関ですればだめなのか。だから期待を持って町長は恐らくメモリードさんへお願いするときに期待を持ってそれは当然私もそうですよ、期待を持って譲渡をお願いしましたし、赤字が出るんじゃないかと、でもそれを赤字をペイしてでも高鍋町の福祉のために貢献していただける用意があるんだなとそういう財力があるんだなというふうに、私はあのときに本当にメモリードさんの好意を随分受けましたし、やっぱり分かった上ですみませんねと赤字の会社を引受けていただいて申し訳ないですねという気持ちで譲渡については私も賛成をしたところなんです。だからそういうことも含めて、あれを言ったからどうかじゃなくて、これから先どういった温泉施設であればいいのかというところでの総合的な相対的な考えをしっかりと持ち合わせていないと、入湯税を下げればいいんじゃないかと、何をすればいいんじゃないかと。だから含みを持たせて何か支援策をここで言っとけば、後で支援策を行ってもお金を出しても何も言われんじゃないかと、そういうことをするんじゃないかと、きっちりとやはり民間が運営するにしても、先ほどから町長は町民の福祉に寄与するということをしっかりとされているわけですから、それであれば全町民に対しての福祉の寄与ということを考えたときに、どうしたら皆さんにあそこに行っていただけか。そういう状況をしっかりと考えて政策を立ち上げていかないと、やはりメモリードさんにも大変失礼な事態に陥るかもしれないと思いますし、私は相互の信頼関係が壊れていくような状況ではいけないと思っています。だから、これからの支援策ということをちょっと匂わされましたけれども、どういった形でめいりん温泉を継続して運営していただくための支援というのが、じゃあ私たちが何ができるのかということ考えた上で、今回の入湯税を取らないという方向性を打ち出されたのかということをお伺いしたいなと思います。ちょっと何項目かになって申し訳ないですけど、書いていただきました。

○議長（青木 善明） ここで暫時休憩いたします。11時15分より再開いたします。

午前11時03分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） お尋ねの中の入湯者数と経営状況というところを聞いて

おられるのかというお尋ねでございました。

経営状況全般については伺っておりませんが、入湯客数につきましては、毎月報告を頂いているところでございます。

4月でございますけれども5,388名、5月が5,935名、6月が5,514名ということで、5月が数字膨らんでおりますけれども、こちら、連休が入って、数字が大きくなったというふうに伺っております。

施設の経営状況、全般ではございませんけれども、着実にお客様が増えてきていると。特に、売店部門において、売店にてこ入れ、ゴローズというケーキの売店を新たに設置したことで、こちらにお客さんが新たについてくるようになったということと、またレストランを新たに開店して、そちらのほうにしっかりお客様が毎月確実に増えてきているというところで、客数の伸びも順調にきているというふうには伺っているところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） まず、なぜ当初から入湯税免除しなかったかということでございます。といいますのは、私の考えるところでは、福祉としての温泉ということを私が明確にしていなかった。そして、議員の皆さんと共有化していなかったということです。入湯税を周りの市町村が取らずに高鍋町だけ取ったということは、財源としての温泉という、まだ、発想を残してしまったということにあるというふうに考えます。それに気づき、入湯税を今、臨時議会で免除するという運びになったわけでございます。

それから、次の質問でございますが、入湯税を取らなければ入湯者は増加するとお考えでしょうかということですが、これは分かりません。入湯税というのは、当初から申していますように、福祉としての温泉であるならば、町民から入湯税を取るというのはやはり適切ではないというふうに考えますので、入湯者が増加するしないというのは、私の考えるところではない部分が多いというふうに考えます。

それから、先ほどの松岡議員の答弁の中で、福祉政策であると同時に、これから役割の形での支援が行われるような答弁がありましたというような、入湯税免税以外に何か支援策を考えておられるかということでございますが、私はやっぱり周りの市町村、これ、全国的に見てもそうですけれども、市町村の温泉というのは、町が依頼をしているところがほとんどであり、依頼する料金として支援をしているといった形がほとんどでございます。県内、高鍋町だけが支援をしてこなかったというふうに私は考えます。

ですから、このメモリード様に委譲しまして、メモリード様が全て引き受けてやられるので大変ありがたいわけでございますが、これから少子高齢化、人口減少、そして超高齢化社会に進んでいきます。温泉に行きたくても行けない人というのは増えてくるでしょう。福祉の場としての温泉というのを高鍋町が認識するのであれば、福祉の場としての温泉を守っていかなければならない。よきパートナーとしてのメモリード様と力を合わせてそれ

を守っていくことは、今後、重要な考えであるというふうに考えます。

これは、ちょっと私、例えばという話でさせていただきますが、例えば美術館がございませぬ。美術館というのも経費がかかり過ぎという議論が以前からあったと聞きますし、今後ともそういう問題が出てきます。ただ、町民の文化の醸成、町の文化として町が美術館を支援するというのが、強くこれは認識していただいていると思います。温泉というものが、もし町民の福祉の場であるとするならば、福祉の場としての支援というものが、今後、生まれたいとは限らないということです。ただ、私は、長崎まで行ってグループの吉田会長とお話ししたときは、あの温泉周辺をリゾート開発したいんだという旨を聞いております。まだ、それはスタートしたばかりでございます。もし、リゾート開発がうまくいけば、日帰りの入湯者だけでなく、入湯税も取ることができますし、また違った意味での高鍋町の温泉のあり方を考えると思います。

ただ、これから5年間は、契約にもありますとおり、福祉の場としての温泉でありますので、高鍋町が温泉に対する様々な福祉の場としての支援が必要なきがでてくる可能性はないとは限らないということ、ここは認識しておかなければいけないなと思います。

もう一度、これは言いますけれども、民間に譲渡したからもう終わりではないということです。先ほど、串間市の例を挙げられましたけれども、民間譲渡して、また市に移管され、そして結局は閉鎖されているわけです。様々な課題、リスクを考えた上での一つの大きな理念として、温泉は町民の福祉の場である、そしてそれを支え、そして継続させていくのは町の役目であるということを確認にしていると、何らかの支援が生まれる可能性はあるという意味での発言をしたわけでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）町長。

○町長（黒木 敏之君） 住民からの意見を聞いたかということでございますが、ほとんどの人から聞いたということはありませんけど、住民の皆様の御意見もいろいろと聞かせていただきました。

これからの支援の方法というのは、先ほど申しましたけど、具体的にというのはございませぬ。メモリード様が経営というものはされ始めましたので、ただ福祉という視点にもう一度皆さん方と共有したときには、何らかの町民の皆さんに対する支援は、福祉としての安らぎの場としての支援というのは必要になってくるというのは出てくる可能性が高いというふうにお答えさせていただきます。

それと、バスが少なくなったということでございますけれども、この辺も将来、いろいろ時代変わりますんで、どのような運行状態、交通手段が変わってくるか分かりませんが、ただ、バスが少なくなったことに対してはいろいろと方策は練っていかねばならないというふうに考えます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 町長は、私がオンデマンドバスとかほかのことを言うと、入湯税のことにに関してだけの質疑であってほしいと思われているかもしれませぬけれども、入

湯税を免除するということが全てに関連しているわけです。町民の福祉というのであれば、その立場で私たち議員は考えないといけないわけです。じゃあ、町民の福祉とは何ぞや。やっぱりそこをしっかりと考えていかないといけないというのが一番だから、質疑をしていくわけですよ、こちらのほうは。

だから、全然入湯税を、単純に考えたとき、町民の福祉、町民の皆さんに福祉として入湯税を取るべきでないという考えであれば、先ほどは、安くならないと、松岡議員の質疑に対して答えられました。でも、単純に、こちらが聞いたほうから言えば、町民の福祉、町民のために入湯税を取らないんだと。イコール、じゃあ、入湯料が安くなるんだというふうに、住民の皆さんはやはり勘違いではなく、そのまんま受け取ると思うんです。多分、そのまんま受け取ると思いますよ、皆さん。町民の福祉を起点に考えていけば。

だから、それはメモリードさんが考えることであってというふうに、「それは」という話が出てくると、それはちょっと違う。逆に言えば、住民の皆さんの中から、住民の皆さんのために入湯税を取らないんだからということで、日帰りということではっきりと言っているわけですから、例えば入湯料を600円取ったとしても、その中で町民が、日帰りであれば何か申請方式があって入湯税は返していただけるというふうに考えるのが普通の考えなんです、これが、当たり前。ただ1足す1は2なんです。

だから、ちゃんと示されれば、私たちは何らかの方法をもって入湯税は私たち町民には課せられないんだなということになってくると、申請をすればいいのか、どうするのかということもその中で話題になってくると思うんです。でも、そういう考え方で、今度、入湯税を取らないという発想では、私はないと思うですよ、基本的に。

だから、あまり町民の福祉のために入湯税を取らないんだということを強調されてしまうと、じゃあ、町民はみんな入湯税を取らないんだというふうに私は当たり前にとると思うんです。勘違いではないと思うんです。勘違いしないでくださいと言われると、何が勘違いなのかちょっと分からなくなるんですが、勘違いはしないで、そのまんま素直に、私は素直ですから、素直に受け取ります。だから、入湯税は、町民の日帰りについては課さないということであれば、素直に見れば、じゃあ、町民の人は申請をすればいいのか。何をすればいいのか。入湯税、取られないんだなと。だから、町民一人一人が申請しなければいけないものになってくるのか、それともどうなのかというところが、非常に町民ははてなのクエスチョンマークがいっぱいつくんじゃないかなというふうに思うんです。まず、それにお答え願いたいと思います。

それから、先ほど答弁の中で、吉田社長のほうとお会いされて、リゾート施設としての何か開発をしていきたいんだという将来的な大きな展望があるということをお伺いして、私もびっくりしました。ありがたいお話ですよ。やはり、あそこの近くが開発されて、一大のリゾートになる。

高鍋町は、昔にやはり、ゴルフ場ができるんじゃないか、リゾート施設ができるんじゃないかということで色めき立ったことがございました。そのときに私も質問をしまして、

宮日さんの1面を飾らせていただいたことがあったんですけども、そのときに、私、思ったんですけど、やはり温泉施設の周りというのをどういうふうに関連していけばいいのかというのは、吉田社長もちろん構想の中にはあるでしょうけれども、高鍋町民としてどういうふうな開発をしていただければ一番高鍋町に寄与していただけるような開発なのかということは、非常に町民としての意識はあるんじゃないかなというふうに思うんです。確かにあそこ、近くに湿原もありますし、四季彩のむらもありますので、開発をする上で、メモリードさんが、やはり公、私たち高鍋町に対してこういう開発をしたいんだけど構想を頂けるのかどうか、そこはどういうふうなお話をされてきたのか。そこだけ確認をさせていただけたらありがたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 中村議員にちょっと御質問させていただきます。

申請するということが何かちょっと意味が分からなかったんですけども。何か入湯税を免税して、申請と。（「反問権ですね」と呼ぶ者あり）そうでございます。申請するというのが、どういう意味で言われたのかなという。（発言する者あり）

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） じゃあ、答弁いたします。

反問権でおっしゃいましたので、反問権の中の答弁を私がさせていただきたいと思ひます。

先ほどから、町長は、入湯税は町民の福祉のために取らないんだということを再三言われております。それであれば、町民であれば入湯税は要らないんだなという発想が出てきますよと。じゃあ、それは申請して、150円をお返し願えるのか、どういうふうにかんがたらいいのかということをおし上げただけです。

分かります、私の言っていること。分かりませんか。首をひねっている人は分からないんでしょうね。恐らくね。首をひねっていない人は、恐らく、うん、そうだなと思ひていらっしゃると思うんですけど、ちょっと見渡したら、首をひねっている人が2人くらいいらっしゃいますので、え、分からないのかと。

だから、町民の福祉のために入湯税を取らないこととした。だから、その提案ですということをおしやっているわけです。だから、町民は、ああ、町民の福祉のためにしているんだなと。それであれば、町民であれば、入湯税は取られないんだなというふうな感覚でいいのか、違ひのかと。

入湯税そのものを全部やめるわけですから、私はそういうふうにかんがえていませんよ。条例の提案を見てかんがたら、ああ、入湯税をただ単に取らなくなるんだなというふうには思ひていませんよ。思ひていますが、町長がさっきから盛んに町民の福祉のための施設だから、入湯税は取りませんよとおっしゃっているわけです。だから、町民は、じゃあ、入湯税を取らないんだなというふうになる可能性がある。だから、そこをちょっと勘違ひされて提案理由とか答弁をされると、私は非常にちょっと腹立たしい気分になるんです。

というのは、そういうへ理屈を言わなくても、入湯税をただ町民の福祉のためにするんですとか言わなくてもいいから、今回、入湯税を取らない、廃止する議案の提案をしましたと、それだけでいいですよ。余計なことを言うから、余計なこと考えるんです、こっちは。分かります。余計なこと、提案理由の説明で、町長が福祉の云々のと言われるから、私は考えなくてもいい質疑をしなければならなくなりました。ただそれだけです。それ以上のことはない。

ほかのところは多分、総務課長も農業政策課長も分かっていると思いますよ。提案理由を説明するとき、ぐだぐだ言わずに、入湯税をもうやめるんですと、取らないんですと。町民の福祉のためとか、そういうこと言わなくていいですよ。入湯税をやめません。このとおりなんだから、条例案で出てきているわけだから、はい、そのとおりって言えば。余計なことを言うから、こっち、余計なことを考えるのよ、町長、分かります。

今のは答弁やから。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） まず、失礼ですけど、議会は感想を述べる場ではないので。失礼申し上げます。

非常に極めてシンプルに議案の提案をさせていただきましたけれども、御質問があるので、答えざるを得ないというわけでございます。

それから、このたびの入湯税の免税、基本的に全国各地の温泉の利用料はばらばらなのに、なぜ税金が固定なのかと。150円が大体を占めます。入湯税というのは、全国決まっています。それが、なぜ高過ぎると言われ、自治体によって免除するか。その理由は、住民から取らないんだという発想が基本的にあると思います。それは、福祉としての温泉だと。このことは、御質問があるので、答えさせていただきました。これ、理屈でも何でもなくて、税法上、このような解釈をしているんだと。地方税ですから、こういう独自の解釈をしたということは述べないといけないというふうに思っております。

それから、申請ということですが。この条例が決まれば、税は取らなくていいわけでございます。

申請する、過去を遡って、じゃあ、もう一回税金返せとかいうような申請ですか。それはあり得ないかと。どういう意味かちょっと分かりませんが、申請するということはあるわけではございません。町が課す税で、これをもう課しませんよと言えば取らなくなるわけではございませんから、申請するしないという問題は、そこには何も無いというふうに考えます。

それから、メモリード様との、将来についてはいろいろとお話をお聞きして、話しました。これは当然ですけども、ただ、今後、どのような方向で行かれるかというのは、経営はお任せしておりますので、そこは様々な協議が必要になるかと思っておりますけども、時代時流に合わせながら様々な開発をしていただければありがたいという立場に町はあるというふうに考えているところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 質疑でございますので、自身の感想、意見をなるべく避けながら質疑をさせていただきます。

これはこの場、今議会、臨時議会でございますよね。通常、臨時議会といいますと、次期の定例議会までにどうしても間に合わない案件があるためだけに議会の招集というものがあるというふうに思っております。これはもう、そういう前提の基に伺いますけれども。

まず、先ほどから、この条例改正案の臨時会に招集したことの緊急に審議すべきものと判断された理由云々、根拠、そういったものを福祉を基にした温泉だから適切ではないという話もありましたし、そういった根拠ではなかなか、じゃあ、定例議会でなくて、臨時議会で開かれる、提案される、その意図、趣旨がよく理解できません。ほかの議員さんも、臨時議会というのは、当然早急にやらなきゃいけないものということで判断をしていますんで、その辺りを、根拠とか理由とか経緯、これをもうちょっと詳細にお答えいただければなというふうに思っています。

それと、何かお互いに言葉を選びながらお話、答弁、質疑されているんで、明確に聞こえませんが、要は、今回の新しい経営者で運営されているめいりんの湯、その入浴料を、今、温泉利用料が450円で入湯税150円ですよ。それが600円になっているという。町民そのほかの利用者、町外者もいらっしゃるでしょうけども、今回の減免によって入浴が150円安くなるという判断を明確にあれば、これはもう素晴らしいことでしょうが、ただ、その利用の額については経営者の経営観の中にかかっていますんで、当然それは今後のことかもしれませんが、これは誰もが認識しておきたいことじゃないかなというふうに思っています。正直、入浴料がそうなるのかなという、そういう判断をしているのかなというところをちょっと伺っておきたい。

それと、先ほど町長の答弁の中にも、前回の24年度3月の定例議会でしたか。この条例の第4号を利用して、活用して、適用して、当時、第三セクターであるめいりんの里が経営するめいりんの温泉の運営に助成するという目的でもって、そういう意図をして免除を行ったんです。これはもう、議会の答弁の中にもございます。そのときは、500円という入浴料、変わりませんでしたよね。これはもう御存じだろうと思います。実質、利用料の値上げを認めるという形で課税免除が行われたのは確かですから、そういう記憶をしております。

今回、この免除でもし入浴料が変わらないとしたら、これは町民の皆さんは、ああ、これはまた現温泉の経営が厳しいんだなど。町がまた助成するんじゃないかな、やっぱり民間でも温泉経営というのは難しいんだろうなど、一筋縄ではいかんのだなという誤解をするんじゃないかなというところもちょっと思います。

もし、その意図があるというのであればやむを得ないんでしょうが、そうでないなら、これは現経営者に対して非常にちょっと失礼かなという気がしますし、迷惑なことなんじゃないかなというふうな気がしておりますが、助成をするという意図があるのかどうか

含めて、明確にお答えいただければなというふうな気がしています。

以上です。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） なぜ、今、臨時議会かということですが、私は早急に免税しとかなないと、ずっと入湯税を取り続けるということは、周りの市町村との差が非常に大きくなっていくと。それから、また温泉に対する考え方も大きくずれていって、高額な入湯税を町民から取り続けるということを考えれば、早急にこれは取り組むべきだというふうに考えたわけでございます。

それから、免税しても、入湯料でございますけれども、免税してというのが、例えば前回の8年前、平成24年、田中議員が担当課長でおられて、私は株主としておりましたので、そのことはよく知っています。あのときは、非常に厳しい経営状況でございました。そういう中での流れでございました。

今回は、メモリード様はそのようなことの経営的なことで向こうから要望があったりしたものではありません。これは、あくまでも周りの市町村との整合性、そしてこの8年間、入湯税取らなかったという考え方、そこに戻らなきゃいけないということで、これは何度も言って申し訳ございませんが、ここで本当に根本的に共有したいのは、福祉としての温泉であるという立場に立てば当然入湯税は免除されるべきものであると、周りの事例にちなんで。そんなふうに考えたところでございます。

それから、入浴料金が変わるのかどうかということでございますが、これは経営者、委託先が決めることでございます。ただ、募集要項の中には、町と話し合っという部分も、言葉は話し合っとは違いますが、そういうような協議をするということでもありますので、今後、入湯税下げた後には何らかの協議をなすことにはなるとは思いますが、明確にしたいのは、メモリード様側から入湯税を、経営上、下げてくれとか、何らかの問題があるから下げてくれとは一言もございませんでした。むしろ、これは町の立場、周りの市町村、どこも取っておらないところがほとんどであることを鑑みれば、入湯税を早急にやはり免除すべきであるという判断であるというふうに御理解賜ればと思います。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 確かにあの時期の経営状態の部分についての難しさというのはよく理解しておりましたし、そういうふうな制度を取られたことは確かです。

それと、調査をされたのかどうか分かんないですけども、福祉を目的として設立した温泉でない温泉というのがどのぐらいあるのかなという気もしますし、全ての県内の温泉が福祉を目的としているから入湯税を取っていないかという、その調査あたりというのは、これは聞いてもいいのかな。それは、分かります。よろしくお願いします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 木城町長、新富町長に聞きました。私どもは福祉という温泉の考えの上で入湯税取らないし、支援するのは当然だという考えであるというふうに伝え聞き

ました。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 議案第66号高鍋町税条例の一部改正については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の臨時議会の議案第61号から65号の議案は、高鍋町営住宅の滞納家賃請求の和解、調停専決処分承認です。滞納金額が4件、合計で約500万円の請求となります。このことから、高鍋町職員は公務員としてのプライドを持ち、毅然とした態度で町営住宅の家賃滞納者に厳しく徴収をしております。

しかし一方、この議案第66号は、高鍋温泉を経営する株式会社メモリード宮崎に対し、条例という高鍋町の法律で決めた入湯税を自らが免除することになります。これは、年間約900万円の税金徴収の権利を放棄する行為となります。家賃滞納者に対する和解、調停議案に対し、議案第66号は極端に相反する措置となっております。

このことから、高鍋町民の家賃が払えない弱者に対しては裁判という強硬な手段を執り、温泉施設を経営する大きな企業には納税を免除するというのでは、あまりにも不公平であり、理不尽な行為だと感じます。

この相反する議案を比較すると、とても高鍋町職員が行ったこととは考えられません。よって、行政執行者である町長の裁量権を行使したものと考えます。

私は、町議会議員となり1年半、町長の政策を見てきました。宮崎キヤノン株式会社の工業用地造成事業費の約15億円以上の支出、企業誘致の名目で企業立地補助金3億5,000万円以上の支出、そして商工会議所による商工会館建設計画で、30年間で2億7,000万円の債務負担行為、年間約900万円の予定家賃等、役場駐車場である行政財産の不適切な使用管理問題、そして今回の温泉の入湯税の免除額、年間約900万円に至っては、憲法で定めた納税の義務違反、また行政の税金徴収の平等性が問われる税金徴収の権利を放棄するものと考えます。

高鍋町は本当にこのようなことでいいのか。高鍋町職員は、町民のために一生懸命働いております。高鍋町役場は、町民にもっと理解され、高く評価されてもいいはずですが。そのためには、町民の生活に寄り添い、町民に身近で直接関わる行政政策に力を注ぎ、多くの予算を使うべきだと感じております。その予算措置のためにも、今後、株式会社メモリード宮崎との入湯税の納付の契約は継続して守るべきと考えます。

よって、議案第66号高鍋町税条例の一部改正について、高鍋温泉めいりんの湯の入湯税の免除については理解できません。反対といたします。

以上です。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 議案第66号高鍋町税条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の件は、地方税法の目的税として課す内容のものであります。説明、互いの申合わせは当然ですが、契約上の案件ではありません。また、目的税、課税免除、課税権が行使された後に、何らかの理由で税額の免除がされる制度、地方税法第6条にありますように、自治体において課税免除ができるようになっておりますので、何ら問題はないと考えます。

念のため、地方税法を読み上げますと、市町村が課することができる税目、第5条、「市町村税は、普通税及び目的税とする。」となっております。その中で、「鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。」となっておりますが、ただし、公益等に因る課税免除の中で、第6条、「地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。」となっております。

現在、めいりんの湯は、一旦、入湯税を、これ、預かるだけで、実際その分の負担を強いられるのは、入湯利用者、町民ほかの方々なわけです。利益供与ではありません。めいりんの湯は、運営上からしますと、当然これを上乗せするわけですので、入湯料が現在600円になっていると思います。

近隣の自治体で、例えば新富、木城などの自治体運営の温泉につきましては、課税免除がされておりますので入湯税がなく、ワンコインの500円となっております。プラス健康、福祉増進の目的として、木城が65歳以上、新富70歳以上——高鍋もやっていないわけではないですが——の町民は200円の割引などを行っており、周辺の市町村の自治体は、財源目的というより福祉目的で温泉を運営している傾向が強く、今後は温泉施設を福祉施設としての充実を図ることが町民、行政、運営会社にとってよいのではと考えます。

また、県内におきましては、指定管理で運営を委ねた場合、部分的な破損は別として、改修費においては自治体負担となり、併せて指定管理運営会社に委託料を支払っているところがほとんどです。

それを考慮すれば、ほか自治体より行政負担も低く抑えられているわけですし、入湯税を廃止すれば、これ、ワンコインで、500円で、ほかの自治体と金額を合わせると思いますので、町民の方も使いやすくなると同時に事業所も集客がしやすくなり、町民、行政、運営会社との相互扶助の関係がより強くなると思います、この議案に賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに討論ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第66号高鍋町税条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

先ほどから、町長は、説明理由、そしてこちらからの質疑に関して、しっかりとした答弁がありませんでした。

というのは、この入湯税を免除することによって入浴料金が下がるのかという議員の質

疑に対して、明確な答弁がございませんでした。そのことが、明確な答弁があれば、私もこの条例案には賛成できたと思います。

住民の福祉に寄与するというのであれば、入湯税150円をしっかりと今の料金から削除していただき、そして450円での入湯料金となれば、私がここで反対したことも無意味になると私は感じております。しかし、そのことを町長は、決して、下げることを要請しますということも答弁されませんでした。これでは、企業に対する、本当に私たちは何なのか、議会が何なのかということをおぼろげに言わざるを得ません。

この案件に、町長がしっかりと入浴料金を引き下げることを提案しますなどの答弁があれば、私は賛成をできたと思います。しかし、賛成できない一番大きな理由は、メモリードという会社が運営されているところに、こちらが入湯税を下げるからと言って入湯料金を下げてくださいと言えない、そういった町長の姿勢にあるということをおぼろげに銘じていただきたい。

私は、このことをもって、反対の討論といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第66号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第66号高鍋町税条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

日程第9. 議案第67号

○議長（青木 善明） 日程第9、議案第67号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第67号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ861万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ123億6,807万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入では入湯税の減額並びに基金繰入金及び繰越金の増額、歳出では単独災害復旧事業及び※予算費の増額でございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

.....

午前11時52分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。町長。

○町長（黒木 敏之君） 予備費を予算費と申し上げたようでございます。予備費の誤りでございます。よろしく申し上げます。

○議長（青木 善明） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。議案第67号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）について詳細説明を申し上げます。

歳入から御説明を申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。

一番上の段、入湯税につきましては、先ほどの条例改正に伴う減額でございます。当初予算で、年間1,223万1,000円を計上しておりましたが、条例改正前までの見込みにより減額をするものでございます。繰越金及び財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として計上をいたしました。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。

単独災害復旧費、役務費は、今後本格的な出水期を迎えるに当たり、迅速な土砂撤去等を行うため、あらかじめ予算化をするものでございます。

工事請負費につきましては、7月4日の大雨で被災をいたしました蛸の口線の復旧に係るものでございます。予備費でございますが、一般会計補正予算（第5号）におきまして、当初予算と同額の700万円とさせていただいたところでございますが、その後5件の予備費の充用をいたしましたので、再度当初予算額と同額にするものでございます。

5件の内容といたしましては、一般廃棄物最終処分場、薬注ポンプが故障したための修繕、東小学校第1棟の空調設備が故障したための修繕、また6月27日から28日にかけての豪雨により、のり面が崩壊いたしました水谷原坂平付・山伏山線復旧のための測量設計業務委託のほか、源泉設備の改修でございます。

源泉設備につきましては、温泉施設の無償譲渡前にレジオネラ菌を発生させないための改修を行いました。町管理の高鍋温泉源泉からめいりんの湯に温泉水を供給しておりますが、現状その温泉水に砂状物質が混入をしており、温泉施設の機器の動作不良がしばしば発生し、安定運営に支障を来しているとの相談がございました。調査の結果、取水ポンプ起動時にその砂状物質が巻き上げられていることが確認され、排砂設備設置によりその対応が可能との結論に至りましたことから、至急、設備工事を行ってめいりんの湯の営業に支障を来さないよう、そのための設計及び工事を発注したものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（青木 善明） 以上で、説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 今、課長から説明がありましたが、歳出の9ページなんですが、

この工事請負費で先日の大雨で崩れました蛸の口の道路なんですけど、この180万円の工事で通行が可能になるのかが1点、それと崩れた斜面、だいぶ高いところから一番てっぺんから崩れております。あの斜面につきましては、今後どのような手立てが出されていくのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。お答えいたします。

工事請負費の180万円の補正につきましては、これは暫定的にのり面が崩れておりますので、今後の雨で雨水等が流出して、再度また道路が被災するといけませんので、暫定的な工事を行うための予算の180万円でございます。

今回の蛸の口の部分の土砂崩壊については、道路構造物についてはほぼ被災がないんですけど、御存じのように上側ののり面、山の部分が被災をかなりしております、その部分につきましては林務のほうと調整をいたしまして、地産工事という形で本格復旧をいたします。ただ、本格復旧までに時間がありますので、安全面を考えて暫定の今回工事請負費で排水対策等を行うものでございます。

通行につきましては、現在、土砂の撤去等作業しております。現在、職員のほうから報告を受けているのが、今日中にはできるようにしたかったんですができませんので、明日に開放ができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○町長（黒木 敏之君） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと先ほどの説明、私が聞き逃しているかもしれませんが、5件の予備費ということの中で、予備費の中で対応されるということなのかしらと思うんですけど、東小の空調設備ということが多分言われたと思うんですが、空調設備に関してはどのような管理をされているのか、ちょっとそこだけお伺いしたいなと思うんですね。

○議長（青木 善明） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。空調設備のほうにつきましては手数料を組んでおりまして、町内の業者さんのほうに随時、点検、確認等を行っていただいております。ただ、全体的には老朽化が進んでおりますので、毎年のように故障が続いている状態でございます、今回もまた東小学校のほうはちょっとこういった不具合がありまして、早急に対応しないといけないということもありまして、予備費を充当させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ごめんなさい。一緒に言えばよかったんですが、源泉設備の砂状物質というのが取水ポンプということで排砂設備をしたと、どういうふうなものになるのかしら。昔ポンプで井戸くみ、水くみするときに置きましたよね。ちゃんとかう何かこ

し布か何か置いたと思うんですが、そういうような形のものなのか、どういった形のもの
であるのか、それがどういった理由であるのか、それがどういった理由で上がってくるの
かということをお伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

まず、設備でございますけれども、今回そのフィルター状のもので取り除くというもの
ではございません。調査を行いましたところ、財政経営課長の答弁の中でもございました
とおり、ポンプ起動時に砂が巻き上がる。それも3分ないし5分間程度、大体3分程度は
砂が巻き上がってくるんですけれども、それ以降は普通の温泉水になるということでござ
いまして、その起動時の砂を排出することによって、普通の温泉水が供給されるというこ
とが確認されましたので、ポンプ起動時にタイマー動作ですけれども、電動弁を動作させ
まして、5分間排泥弁というのを設置しますけれども、そちらからお湯を捨てまして、そ
れからまた5分たちましたらタイマー動作でそちらの排泥弁を閉めて、温泉水を供給でき
るようにするという構造の工事、そういう設備を設置するというものでございます。

それから、その砂状の物質でございますけれども、これ実際はちょっと工事の改修前か
ら出ているという報告はありましたそうございまして、実際のところそれがいつから出
てきたかという、熊本の震災以降にそれが顕著に現れたということでございまして、地
中の中のことでございますのでよくはその仕組みが分からないところではございませ
けれども、特に熊本地震が2016年ということでございましたけれども、2019年にも
またほぼ同規模の地震があったということで、それ以降またその砂が上がってくるとい
うことで、当時もポンプ位置を変更したりして対応してきたというところではございま
すけれども、どうしてもそれが完全ではなかったということでございまして、急ぎ今回
それが上がってくる砂がまたその温泉に新しく設置しましたステンレスタンク設置しま
したけれども、その内部に蒸気ボイラー、蒸気を吹き出す排出設備があるんですけど、
そこに砂が堆積するようになった。その消音設備にトラブルが発生するようになった。
また砂がちょっと抜け出して行って、今度は水とお湯を混ぜて、そして浴槽に水を
送り出すという設備があるんですけど、そちらにまたトラブルが発生しているという
ことでございまして、急ぎ対応しなければならないということでございました。そう
いう工事をさせていただくものでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第67号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）に

賛成の立場で討論を行います。

今回の予算案の中には、条例で可決されたもの905万8,000円、入湯税の減額があります。これについては私も条例に反対した結果、私はこの予算にも本当は反対です。しかし、私は後の説明を聞いて、財政、災害がこの頻繁に起こっている状況の中で、やはりしっかりとした災害復旧費をしっかりと持っておかないと、なかなか次のステップへ踏み出すことができない。そして、私たちが考えなければならないことは、災害が発生したら即対応していただくという状況を役場にはつくっていただきたい。そういうふうに思っております。よって、この議案第67号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）に対しては賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから議案第67号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第67号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで令和2年第1回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。

午後0時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員